

(案)

老発第〇〇号
令和〇年〇月〇〇日

北 海 道 知 事
札 幌 市 長
旭 川 市 長 殿
函 館 市 長
北海道管内市町村長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

介護施設等環境改善事業の実施について

介護施設等の利用者の安心・安全な暮らしを確保するため、近年の異常気象に伴う気温の上昇を踏まえ、介護施設等における熱中症対策を講じることを目的として、今般、別紙のとおり「冷房設備設置事業実施要綱」を定め、令和6年12月17日から実施することとした。

ついては、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段のご配慮をお願いする。

(案)

(別紙)

冷房設備設置事業実施要綱

1 事業の目的

本事業は、介護施設等に冷房設備を設置するための改修等に必要な経費の一部を補助することにより、介護施設等の利用者の安全・安心を確保することを目的とする。

2 実施主体

北海道及び管内市町村（指定都市、中核市を含む。以下同じ。）

3 交付の対象となる介護施設等

本事業の対象施設は別表の第1欄に掲げる施設とする。

4 事業の内容

介護施設等の利用者の安全・安心な暮らしを確保するため、熱中症防止対策に資する壁掛けエアコン等の設置に要する費用に係る補助を行う。

5 対象事業の制限

次に掲げる事業については、対象としないものとする。

- (1) 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業
- (2) 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）
- (3) 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業

6 留意事項

対象施設が設備の購入等を行う場合は、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等を行うこと。

7 基準額

国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

(別表)

1 対象施設	2 交付基準単価	3 単位	4 事業主体	5 補助率			6 対象経費
				国	都道府県又は市町村 (事業主体)	事業者	
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の老人短期入所施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・有料老人ホーム	2,000千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1 / 2	1 / 4	1 / 4	冷房設備設置事業に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする）。ただし、別の負担（補助）金において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
(地域密着型サービスを伴う事業所・小規模施設等) ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の小規模老人短期入所施設 ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・都市型軽費老人ホーム ・小規模有料老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス	2,000千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	市区町村	1 / 2	1 / 4	1 / 4	

※小規模とは定員29名以下のことをいう。